

日本語学習教材給付事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）に母国の教育を行う外国人学校に対して、日本語学習教材及び指導用教材を給付する事業を実施するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象となる外国人学校は、別途、協会が実施する日本語指導者雇用助成事業で認定を受けた外国人学校とする。

3 助成内容

外国人学校が希望する日本語学習教材の購入費用について、児童生徒一人当たり年間1,500円（購入の際の送料含む。）を上限に給付する。

また、外国人学校が希望する日本語学習の指導用教材の購入費用について、年間10,000円（購入の際の送料含む。）を上限に給付する。

4 助成の申請及び認定

外国人学校は、希望する日本語学習教材について、日本語学習教材給付申請書（様式1）及び希望教材一覧表（様式2）により、協会に申請する。申請の時期は、協会が別途指示するものとする。協会は、書類を審査の上、認定結果通知書（様式3）により、申請者すべてに結果を通知する。

5 助成の請求及び給付

- (1) 外国人学校は、第4条の認定結果通知書（様式3）を受領したら、すみやかに日本語学習教材を購入するものとする。
- (2) 外国人学校は、購入した日本語学習教材を取りまとめ、助成金請求書（様式4）に、以下の書類を添付し、協会が指定する日までに請求するものとする。
 - ・領収書の写し
 - ・購入した教材が分かる納品書又は明細書の写し
 - ・購入した教材が分かる写真
- (3) 協会は、書類を審査の上、翌々月の10日までに学校が指定する口座へ助成金を給付する。

6 助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、外国人学校に対し助成の返還を求める。

- (1) 外国人学校が、偽りその他不正な手段により助成を受給したとき
- (2) 外国人学校が、助成を目的外に使用したとき

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月3日から施行する。
- 2 平成20年度については、4 助成の請求及び給付の記述中「毎年1月末日（翌年度の認定申請時）」とあるのは、「平成20年8月25日」とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。